

## 弁護士の費用ってどれくらいかかるの？(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は弁護士費用についてお話を致します。

今回のお話は、当事務所の場合をベースにしております。

### ・相談料

まず相談料というのは、弁護士に相談していただいた場合の料金です。

「事務所の中に入るだけでお金とられるんでしょ」とか、「相談した後いきなり10万円とか言われるんでしょ」ということは、ありません。

お約束を事前にして、お越しいただいて、料金も事前にお伝えしています。

相談料は、日本語の場合には、面談や電話の場合には初回30分5000円+消費税です。他の法律事務所さんも同じところが多いかと思います。

相談も実際に面談させていただくこともあれば、当事務所では、ZOOM、電話、Skype、メールといった方法で対応しています。

依頼をお受けした後は、【着手金+報酬金】ということが多いかと思いますので、こちらについてご説明します。

着手金というのは、最初に事件をお引き受けするときにはいただくもので、結果に関係なくいただいているものです。

ご依頼を受ける際に、事件の範囲というのを明確にしていますので、その範囲内では、後になって、思ったより時間がかかったとか、手間がかかったから着手金を追加してください、ということはありません。2年3年かかろうが、着手金は同じです。

範囲というのは、例えば、相手方を決め、事件内容を決め、裁判も日本は一審から三審までありますが今回は一審だけです、といった感じで限定していきます。

報酬金というのは、有利な結果がでた場合にいただくものです。

例えば、こちらが100万円請求していて、実際に100万円もらいました、というとき、報酬金を、事前に、実際にもらった金額の16%+消費税ですとお約束している場合には、16万円+消費税を報酬金としていただくこととなります。

また、こちらが100万円請求されていて、裁判で勝って払わなくてよくなった、というような場合も同じです。

では、具体的に着手金や報酬金はいくらくらいなのか、というと、これはケースバイケースで、請求する金額や、事件の難しさによって変わります。

無理矢理目安を言うと、例えば、500万円請求して、500万円もらいました、という事件の場合には、着手金と報酬金あわせて20~30%くらいかと思えます。

事件の難しさなのですが、一般的には、証拠が揃っている事件が勝ちやすい事件、証拠が十分ではないものが難しい事件となります。

ですので、証拠が揃っている事件よりも、揃っていない事件の方が、弁護士費用は高くなる傾向があります。

そのためにも、色々なところでお伝えしているのですが、証拠を揃えるということが、費用的にも非常に重要です。そして、証拠を揃えるためには、早いうちから弁護士に相談していただく方が、色々アドバイスできるのではないかと思います。

費用についても、依頼者の方にとって、依頼した方が、依頼しない場合よりも得があるようにしたい、というのが弁護士の基本的な考えた方です。

ですので、弁護士に依頼したら経済的に損してしまう可能性が高い場合には、その旨ご説明して、原則としてはお引き受けしないことが多いかと思います。

ですので、皆様としては、費用や事件の見通しについて、理由も含めて弁護士によく確認していただくのがよいと思いますし、必ず委任契約書を書類で作ることが必要と思います。

その他、事件の御依頼を受けるときは、裁判所の費用、郵便、印刷などの費用もかかりますので、別途実費をお預かりすることが多いかと思います。

弁護士の費用については以上ですが、決して怖くありませんので、遠慮なく、弁護士にお尋ね下さい。